

行橋市自治会活動災害補償保険取扱要綱

(目的)

第1条 この要綱は、自治会が行う自治会活動において、その参加者が一定の偶然の事故によって死亡し、若しくは傷害を負った場合又は第三者の生命、身体若しくは財物に対して損害を与えた場合に自治会活動災害補償保険（以下「災害補償保険」という。）をもってこれを補償することにより、自治会活動の健全な発展及び向上を図り、地域社会の振興に寄与することを目的とする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 自治会 行橋市行政事務嘱託員の設置等に関する規則（令和2年行橋市規則第4号）第2条に規定する区域において構成する団体をいう。
- (2) 自治会活動 自治会が自主的に行う地域社会活動、社会教育活動、青少年健全育成活動、社会福祉活動等のうち、継続的、計画的又は臨時的に公益性のある直接的な活動をいう。ただし、特定の政党若しくは宗教に係る活動、営利を目的とする活動又は報酬を得て行う活動を除く。
- (3) 参加者 自治会活動に参加する自治会の会員をいう。
- (4) 代表者等 自治会の代表者、自治会において活動の計画及び立案並びに自治会運営の指導的地位にある者又はこれに準ずる者をいう。

(保険契約)

第3条 災害補償保険は、代表者等及び参加者を被保険者として、行橋市（以下「市」という。）が損害保険会社（保険業法（平成7年法律第105号）第2条第4項に規定するものをいう。以下「保険会社」という。）と契約を締結する。

(保険期間)

第4条 災害補償保険の保険期間は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

(保険対象事故)

第5条 災害補償保険の対象となる事故は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定めるところによる。

- (1) 損害賠償責任事故 自治会活動において、参加者の過失（重大なる過失がある場合を除く。）により他の参加者又は第三者の生命、身体若しくは財物に損害を与え、その者から損害の賠償

を求められた場合であって、法律による損害賠償の責めに任ぜられた場合

(2) 傷害事故 自治会活動（集合、出発又は解散の場所と住居との移動を合理的な経路及び方法により行うものを含む。）において、参加者が一定の偶然の事故によって死亡し、若しくは傷害を負った場合

(3) 生産物事故 ノロウイルス等によるウイルス性食中毒及び病原性大腸菌（O157等）等による細菌性食中毒を発症した場合その他自治会が提供した物により発生した偶然的な事故がある場合であって、法律による損害賠償の責めに任ぜられた場合

(4) 保管物賠償事故 自治会活動において使用する物を第三者から借りている場合で、当該物に損害を与えた場合であって、法律による損害賠償の責めに任ぜられた場合

2 前項の規定にかかわらず、次に掲げるものについては、災害補償保険の対象とはしない。

(1) 山岳登山（ピッケル、アイゼン、ザイル、ハンマー等の登山用具を使用するものに限る。）、リュージュ、ボブスレー、グライダー操縦、ハングライダー操縦、スカイダイビング、パラセーリング、超軽量動力機搭乗、ジャイロプレーン搭乗、飛行船搭乗、スキューバダイビング、外洋におけるヨット操縦その他これらに類する危険なスポーツに係る事故

(2) 自動車、原動機付自転車又はモーターボートによる競技、競争若しくは興行（道路（道路法（昭和28年法律第180号）第2条第1項に規定するものをいう。）上において自動車又は原動機付自転車を用いて行うものを除く。）及び飛行機の操縦

(3) スポーツ競技参加中の選手に係る事故

（災害補償保険の限度額）

第6条 前条第1項に規定する事故（傷害事故を除く。）に係る補償の限度額は、次の表に掲げるとおりとする。

区分	限度額	
身体賠償	1事故につき3億円	
財物賠償	1事故につき300万円	
生産物賠償	生命又は身体に係るもの	1事故につき3億円
	財物に係るもの	1事故につき300万円
保管物賠償	1事故につき300万円	
備考	1 身体賠償については、1名につき6,000万円を限度額として、この表を適用する。	

2 生産物賠償及び保管物賠償におけるこの表の適用は、1 保険期間中 1 回限りとする。

(傷害事故に係る補償の条件及び額)

第7条 傷害事故に係る補償の条件及び額は、次の各号に掲げる補償の区分に応じ、当該各号に定めるとおりとする。

(1) 死亡補償 参加者が傷害事故を原因として当該事故の日から180日以内に死亡したときは、保険会社は、その者の法定代理人に対して、死亡保険金として500万円を支払うものとする。

(2) 後遺障害補償 参加者が傷害事故を原因として当該事故の日から180日以内に後遺障害を生じたときは、保険会社は、その者に対して、一時金として500万円を限度として、障害の程度に応じて約款に定める率を乗じて得た額を支払うものとする。

(3) 入院補償 参加者が傷害事故を原因として当該事故の日から180日以内に入院したときは、保険会社は、その者に対して、入院日数(当該事故の日から180日以内のものに限る。)に応じて1日につき3,000円を支払うものとする。

(4) 手術補償 前号の場合において、その治療のために手術を受けたときは、保険会社は、その者に対して、手術の種類に応じて約款に定める率を乗じて得た額を支払うものとする。

(5) 通院補償 参加者が傷害事故を原因として当該事故の日から180日以内に通院したときは、その者に対して、通院日数(当該事故の日から180日以内のものに限り、90日間を限度とする。)に応じて1日につき2,000円を支払うものとする。

(事故の報告)

第8条 自治会は、自治会活動において災害補償保険の対象となる事故が発生したときは、速やかに自治会活動保険事故報告書(様式第1号)を市長に提出しなければならない。

(事故の判定)

第9条 市長は、前条の規定により事故報告書の提出があったときは、速やかに当該事故について調査した上で災害補償保険の対象となる事故であるかどうかについて判定し、対象であると認めるときは、行橋市自治会活動保険事故証明書(様式第2号)を保険会社に対して交付する。

2 市長は、前条及び前項の規定により、自治会から報告のあった事故が災害補償保険の対象であると認めるときは、その旨を自治会に対して通知するものとする。

(補償金の請求)

第10条 事故により受傷した者(以下「受傷者」という。)又は法定代理人(第7条第1号に規定する死亡補償に係る請求に限る。以下この条において同じ。)は、災害補償保険により補償を受

けようとするときは、次の各号に掲げる事故の区分に応じ、当該各号に定める方法により、請求しなければならない。

(1) 損害賠償責任事故 受傷者が補償金請求書(様式第3号)に市長が必要と認める書類を添えて、市長に提出

(2) 傷害事故 次に掲げる区分に応じ、それぞれに定める方法

ア 死亡補償 法定代理人が補償金請求書に市長が必要と認める書類を添えて、市長に提出

イ 後遺障害補償 受傷者が補償金請求書に市長が必要と認める書類を添えて、後遺障害の症状が固定後に市長に提出

ウ 入院補償 受傷者が補償金請求書に市長が必要と認める書類を添えて、退院した後に市長に提出

エ 手術補償 受傷者が補償金請求書に市長が必要と認める書類を添えて、退院後に市長に提出

オ 通院補償 受傷者が補償金請求書に市長が必要と認める書類を添えて、通院終了後に市長に提出

(補償金の支払)

第11条 市長は、前条の規定により補償金の請求があったときは、当該請求を行った者に対して、補償金を支払うものとする。

2 市長は、前項の規定により補償金の請求があったときは、保険会社に当該補償金を請求するものとする。この場合において、保険会社から市が指定する金融機関口座に対して直接入金があったときは、前項の規定による支払があったものとみなす。

(支払の通知)

第12条 市長は、前条の規定により補償金を支払ったときは、補償金の請求を行った者に対して、その旨を通知するものとする。

2 前条第2項後段の規定により保険会社から直接当該者に対して支払があった場合で、そのものに対して保険会社から支払の通知があったときは、前項に規定する市長による通知があったものとみなす。

(庶務)

第13条 災害補償保険に関する事務は、市民部総合窓口課市民相談室において処理する。

(委任)

第14条 この要綱に定めるもののほか、災害補償保険の運用に関して必要な事項は、別に定めると

ころによる。

附 則

この告示は、令和2年4月1日から施行する。

自治会活動保険事故報告書

(あて先) 行橋市長

年 月 日

自治会名 _____

代表者名 _____ (印)

住 所 _____

電話番号 _____

自治会活動中に、下記の事故が発生しましたので、行橋市自治会活動保険の適用を受けたく、報告します。

事故種別	1 損害賠償責任事故 2 傷害事故
事故発生日時	年 月 日 午前 午後 時 分頃
事故発生場所	住所 施設名
当日の代表者 等住所氏名	住所 電話 ()
	氏名 年齢 男 (歳) 女 (印)
	住所 電話 ()
	氏名 年齢 男 (歳) 女 (印)
当日の活動	

- 添付書類
- 1 団体の概要を把握できる書類
 - 2 事故発生状況が説明できる資料
 - 3 当日の指導者等及び参加者の名簿

受 付 印	
-------------	--

負傷者 (死亡者) 又は被害者	住所	電話 ()
	氏名	年齢 男 ⑩ (歳) 女
	保護者氏名 (未成年者のみ)	
身体傷害の 状況	傷病名	
	キリ傷・打撲・骨折・脱臼・ねんざ・腱断裂・やけど・その他 ()	
	治療期間	(延 日間) 確定
	入院 / ~ /	(実 日間) 見込
	通院 / ~ /	(延 日間) 確定 (実 日間) 見込
病院名	住所	電話 ()
財物損害の 状況	財物名 所在地	
	損害額	円 確定・見込
事故発生の状況 (どうして、どうなったかを記入してください。)		事故発生現場の見取り図

行橋市自治会活動保険

事故証明書

年 月 日

様

行橋市長



別添自治会活動保険事故報告書（第 号）の事故は、自治会活動中の事故と認め、証明いたします。

補 償 金 請 求 書

事故発生の日時		年 月 日 午 前後 時 分頃					
活 動 内 容							
事 故 発 生 の 場 所							
受 傷 者	住 所						
	氏 名	年 月 日生					
補 償 金 の 種 類 (該 当 事 項 を ○ で 囲 ん で 下 さ い。)	損害賠償責任事故	<table style="width: 100%; border: none;"> <tr> <td style="width: 50%;">(1) 身体賠償</td> <td style="width: 50%;">(2) 財物賠償</td> </tr> <tr> <td>(3) 生産物賠償</td> <td>(4) 保管物賠償</td> </tr> </table>	(1) 身体賠償	(2) 財物賠償	(3) 生産物賠償	(4) 保管物賠償	
	(1) 身体賠償	(2) 財物賠償					
(3) 生産物賠償	(4) 保管物賠償						
傷害事故	<table style="width: 100%; border: none;"> <tr> <td style="width: 50%;">(1) 死亡補償</td> <td style="width: 50%;">(2) 後遺障害補償</td> </tr> <tr> <td>(3) 入院補償</td> <td>(4) 手術補償</td> </tr> <tr> <td>(5) 通院補償</td> <td></td> </tr> </table>	(1) 死亡補償	(2) 後遺障害補償	(3) 入院補償	(4) 手術補償	(5) 通院補償	
(1) 死亡補償	(2) 後遺障害補償						
(3) 入院補償	(4) 手術補償						
(5) 通院補償							
<p>上記は事実に相違ないことを証明します。</p> <p style="text-align: right;">自治会名 責任者氏名 印</p>							
<p>行橋市自治会活動災害補償保険取扱要綱第10条の規定により、本書をもって補償金を請求します。</p> <p style="text-align: center;">年 月 日</p> <p style="text-align: right;">請求者 氏 名 印</p> <p style="text-align: right;">受傷者との続柄</p> <p>行橋市長 様</p>							